

## 申請手続きについて

### 1 申請期間

平成24年4月1日付での指定：

平成24年2月27日（月）～3月15日（木）

※前日まで（閉庁日の場合は、直近の開庁日まで）に電話で予約してから、来所して下さい。（完全予約制）

期間の終了間近で予約を取ろうとした場合、予約が取れないことも予想されます。早めに予約して下さい。予約受付開始は2月24日（金）午前9時から。☎（052）972-2560（障害者支援課事業係）

### 2 申請場所

名古屋市健康福祉局障害者支援課（本庁舎1階1B会議室）

住所：名古屋市中区三の丸三丁目1-1

### 3 申請書類

別添「様式集」を参照

#### 留意事項

#### （1）指定申請書

ア 特定相談支援事業所と障害児相談支援事業所の両方の指定を申請する場合でも、1通にまとめて申請すること。

イ 一般相談支援事業所は地域移行支援事業と地域定着支援事業の両方の指定を申請する場合でも、1通にまとめて申請すること。

ウ 障害児相談支援事業所のみでは申請できません。特定相談支援事業所も併せて申請すること。（障害児のみを対象とする場合は、運営規程において主たる対象者を障害児とする旨を明記。）

#### （2）添付書類

ア 特定相談支援事業所もしくは障害児相談支援事業所と、一般相談支援事業所を同一事業所として指定申請を行う場合は、添付書類（「相談支援事業の登録申請提出書類一覧表」の1と5～16）は1通で可。

（（1）指定申請書（「相談支援事業の登録申請提出書類一覧表」の2～4

については、それぞれ必要)

イ 運営規程は、以下の事項を含むこと。また、事業所ごとに作成すること。参考：別添「相談支援事業所運営規程（記載例）」

(ア) 事業の目的及び運営方針

(イ) 従事者の職種、員数及び職務の内容

(ウ) 営業日及び営業時間

(エ) 各相談支援の提供方法及び内容並びに相談支援対象者等から受領する費用及びその額

(オ) 通常の事業の実施地域

(カ) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

(キ) 虐待の防止のための措置に関する事項

(ク) その他運営に関する重要事項

#### 4 指定通知

平成24年4月2日（月）以降発送予定

#### 5 公示

指定・廃止・指定取消の場合については、以下の内容が公示されます。

- ① 指定等に係る事業者の名称及び主たる事務所の所在地
- ② 指定等に係る事業所の名称及び所在地
- ③ 指定等の年月日
- ④ 指定等に係る種類（指定地域移行支援・指定地域定着支援・指定計画相談支援・指定障害児相談支援の別）
- ⑤ 事業の主たる対象者
- ⑥ 事業所番号

なお、現行法の指定相談支援事業所については、平成24年4月1日に指定一般相談支援事業所の指定を受けたものとみなされ（1年以内の厚生労働省令で定める期間内に指定申請を行わなければ効力を失う）、④の内容が指定地域移行支援・指定地域定着支援の事業所として公示されますので、ご注意ください。

公示されないようにするためには、できるだけ速やかに廃止届を愛知県障害福祉課あて送付して下さい。（郵送可。なお、本来は廃止の10日以内に届出るものであるが、公示の関係上、できるだけ速やかな届出をお願いします。）

※様式は愛知県のホームページからダウンロードして下さい。6の廃止・休

止・再開届出書は、名古屋市の様式です。

## 6 廃止・休止・再開・変更

変更・再開については、10日以内

廃止・休止については、1か月前に届出が必要です。

変更 ⇒第4号様式「変更届出書」を使用

廃止・休止・再開⇒第5号様式「廃止・休止・再開届出書」を使用